

平成 31 年度 サプライチェーン排出量等の
算定基盤整備事業等委託業務
民間競争入札実施要項（案）

平成 3 1 年●月

環境省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	5
3. 入札参加資格に関する事項	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	7
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項	8
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	9
9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	13
10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項	13
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	14
別紙1	… 仕様書
別紙2	… 提案書類
別紙3	… 評価項目一覧表
別紙4	… 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量¹等算定方法調査業務について、事業を分割して「サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務」（以下「本業務」という。）にとして、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の目的

2005年に改正（2006年4月施行）された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入により、事業者による温室効果ガスの排出を抑制する自主的取組は定着し、さらなる排出抑制のために、事業者の活動に関連する他社の排出も算定範囲に加える機運が高まっている。2011年には、GHG プロトコル²のスコープ3基準³が発行され、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体（サプライチェーン）で温室効果ガス排出量を算定・把握し公表する動きや、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量（以下「SC排出量」という。）を企業の環境経営指標や機関投資家等の情報開示要求項目として使用する動きも活発化してきた。

これを受け、これまで環境省では、スコープ3基準に準拠し国内の既存取組を踏まえた国内向けガイドライン「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」（以下「基本ガイドライン」という。）や「排出原単位データベース」の整備、算定支援等により、企業のSC排出量の把握・管理を推進してきたところである。

本委託業務では、これらSC排出量の算定基盤等の整備をはじめ、算定の普及、削減貢献量評価手法の確立、削減目標及び削減取組の定着に向けた調査・検討を行う。また、環境省も公的機関としてSC排出量の算定を行うことで課題を整理し、その対応策を検討することで公的機関のSC排出量の算定を促進するところ、その業務支援を行う。

（2）本業務の概要

・SC排出に関する基礎的な説明資料の作成、更新

¹原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量。

²米国の環境シンクタンク WRI（世界資源研究所）と、持続可能な発展を目指す企業連合体である WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が共催するマルチステークホルダー方式のパートナーシップ。GHG プロトコルが企業のSC排出量の算定や報告の方法を示す。

³ サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量は、Scope1、Scope2、Scope3 から構成されている。

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2：他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1 及び Scope2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

- ・ サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等
- ・ 公的機関の SC 排出量の算定方法等の調査・検討

詳細は仕様書（別紙 1）のとおり。

（３）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

環境省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。ただし、事業者の責に帰すべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りではない。

- ・ SC 排出に関する基礎的な説明資料の作成、更新

SC 排出に関する基礎的な説明資料について作成し、1 か月に 2 回程度を目安に情報を更新する。また、SC 算定・管理のメリット PR する資料を作成し、3 か月に 1 回程度を目安に更新すること。その他、算定支援ツール、排出原単位データベースの改定を行うこと。

当該業務について、環境省に定期的に更新状況を報告することにより、適切に遂行されていることにつき確認を取ること。環境省から修正を要すると判断された場合は、業務に支障がないように早急に対処すること。

- ・ サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等

サプライチェーン排出量算定ガイドライン、排出原単位データベース、算定支援ツールについて、国際動向・国内動向を踏まえた改定を行うこと。

当該業務について、改定作業後に環境省に改定内容を報告することにより、適切に遂行されていることにつき確認を取ること。環境省から修正を要すると判断された場合は、業務に支障がないように早急に対処すること。

- ・ 公的機関の SC 排出量の算定方法等の調査・検討

環境省の SC 算定に必要なデータリストの整理を行うこと。環境省が RE100 を目指す際に生じる課題や参考事例等を整理・分析すること。公的機関が RE100⁴ の取組を着実に進めるための方策の検討、環境省の組織、施設ごとの毎月の実施状況を整理し、分析結果を報告すること。

当該業務について、各作業後に環境省に作業内容を報告することにより、適切に遂行されていることにつき確認を取ること。環境省から修正を要すると判断された場合は、業務に支障がないように早急に対処すること。

（４）契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は、請負契約とする。
- ② 民間事業者が 1.（２）に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、

⁴ 「再エネ 100%宣言」。2014 年に結成した「事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合。

あらかじめ請負契約により約定された業務の請負報酬の額を民間事業者の請求に基づき、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

③ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(ア) から (ウ) に該当する場合には環境省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

(ア) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官等が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

(キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき

(3) 平成 30・31・32 年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。

- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(納税証明書(直近のもの)を提出)
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。(社会保険料納入確認書等(直近のもの)を提出)
- (6) 環境省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 5. に定める環境省内に設置する評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール(予定)

入札公告：	平成31年2月4日
入札説明会：	平成31年2月14日
質問期限：	平成31年2月18日
提案書類提出期限：	平成31年3月8日
提案書に関するヒアリング：	平成31年3月11～12日
企画提案書の審査等：	平成31年3月13日
開札及び落札予定者の決定：	平成31年3月14日
落札者の決定：	平成31年3月下旬
契約締結：	平成31年4月1日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類(別紙2)

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類(8部)

② 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 31・32・33 年度における環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について「A」、「B」又は「C」等級に格付され、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

- ⑤ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

（３）開札に当たっての留意事項

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- ② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙３）のとおりであり、その評価は環境省内に設置する評価委員会において行うものとする。

（１）落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計 200 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

（ア）必須項目審査（基礎点：75 点）

「評価項目一覧表」（別紙３）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点 65 点を与え、その１つでも満たしていない場合は失格とする。

（イ）加点項目審査（加点：125 点）

「評価項目一覧表」（別紙４）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点（点数 100 点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に

応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は 100 点とする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

（２）落札者の決定

- ① 上記 3. の入札参加資格及び上記 5.（１）①（ア）の必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記 5.（１）②の入札価格に対する得点と、5.（１）①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。
- ② 開札後、落札者となるべき者が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」における、警察庁への意見聴取の結果、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当すると認められる場合には、当該落札者となるべき者の入札を無効とする。
また、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札者とすることがある。
- ③ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。
- ⑥ 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合には、本業務を環境省が自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙 4 のとおり。

7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項

資料の閲覧

前項 6「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、平成 29 年度まで実施していたサプライチェーンに関するセミナーの資料等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、環境省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に別紙1の記載のとおり報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を環境省に行うものとする。また、別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 民間事業者は本業務に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ② 民間事業者は本業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。
- ③ 本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(2) 調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後（イ）の提案書に基づき、又はやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならない。

a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものをいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 本契約に関し、民間事業者（民間事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは独占禁止法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 民間事業者は、本契約に関して、上記（ア）の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して

売掛債権を譲渡する場合にあつてこの限りではない。

⑥ 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑦ 個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(キ) 上記（ア）及び（イ）の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑧ 属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき

(イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑨ 行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

⑩ 再委任契約等に関する契約解除

(ア) 民間事業者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が⑧の（イ）から（オ）まで又は⑨の解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑪ 契約解除時の取扱い

(ア) 環境省は、上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 民間事業者は、環境省が上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑫ 契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、環境省は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

⑬ 業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

(イ) 本業務終了の際の引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日まで、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。

⑭ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 環境省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

環境省は、総務大臣が行う評価の時期（平成32年5月頃を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 意見聴取

環境省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(3) 実施状況等の提出

環境省は、平成 32 年 4 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

環境省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 環境省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは正当な理由なく、指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査に応じ、同院から直接又は環境省を通じて、資料若しくは報告等の提出の求めを受け、又は質問等の求めを受けた場合、これに応じなければならない。

平成 31 年度 サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務仕様書

1. 業務の目的

2005 年に改正（2006 年 4 月施行）された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入により、事業者による温室効果ガスの排出を抑制する自主的取組は定着し、さらなる排出抑制のために、事業者の活動に関連する他社の排出（スコープ 3）¹も算定範囲に加える機運が高まっている。2011 年には、GHG プロトコル²のスコープ 3 基準が発行され、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体（サプライチェーン）で温室効果ガス排出量を算定・把握し公表する動きや、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量（以下「SC 排出量」という。）を企業の環境経営指標や機関投資家等の情報開示要求項目として使用する動きも活発化してきた。

これを受け、これまで環境省では、スコープ 3 基準に準拠し国内の既存取組を踏まえた国内向けガイドライン「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」（以下「基本ガイドライン」という。）や「排出原単位データベース」の整備、算定支援等により、企業の SC 排出量の把握・管理を推進してきたところである。

本委託業務では、これら SC 排出量の算定基盤等の整備をはじめ、算定の普及、削減貢献量評価手法の確立、削減目標及び削減取組の定着に向けた調査・検討を行う。また、環境省も公的機関として SC 排出量の算定を行うことで課題を整理し、その対応策を検討することで公的機関の SC 排出量の算定を促進するところ、その業務支援を行う。

本委託業務は、全て環境省担当官と協議しつつ実施するものとし、また、環境省等の他の関連事業と密接に連携・協力しつつ実施すること。提案書においては、サプライチェーンの排出量の算定・削減を促すために有効なアプローチの考え方・創意工夫点を提案すること。なお、これまでの成果物であるガイドライン等は、WEB サイト「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」（以下「GVC プラットフォーム」）に掲載されているため、これらを参照しつつ提案及び業務を実施すること。

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html)

2. 業務の内容

2-1. SC 排出に関する基礎的な説明資料の作成、更新

(1) SC 排出に関する基礎的な説明資料の作成、更新

企業等に SC 排出に関する以下に掲げる基礎的な情報を分かりやすく説明した日本語の資料を作成し、1 か月に 2 回程度を目安に、情報を更新する。具体的には、（最新の資料については「別添 1」を参照。）資料はパワーポイントで作成し、スライドマスターを「平

¹ サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量は、Scope1、Scope2、Scope3 から構成されている。

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2：他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1 及び Scope2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

² 米国の環境シンクタンク WRI（世界資源研究所）と、持続可能な発展を目指す企業連合体である WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が共催するマルチステークホルダー方式のパートナーシップ。GHG プロトコルが企業の SC 排出量の算定や報告の方法を示す。

成 30 年度 脱炭素社会形成行動の主流化推進事業委託業務」のもの（「別添 2」を参照。）と平仄を取るようにすること。これまで SC の排出量を算定していない企業にも関心を持ってもらえるようなコンテンツを必要最低限かつ効果的に盛り込むとともに、見やすさ・分かりやすさ・デザインには特に配慮すること。

<具体的な資料の内容>

- ・ SC 排出量についてのポイントや削減チャンスのとらえ方をまとめた概要資料(パワーポイントで 20 枚程度を想定)。
- ・ SC 排出量の算定その他、削減対策や事例、日本企業の取組事例などを紹介した詳細資料(パワーポイントで 100 枚程度を想定)の更新を想定している。
- ・ SC 算定事例、活用事例として GVC プラットフォームに掲載している各社の資料に関して、2019 年度の取組について更新を依頼し、更新データは環境省担当官に送付すること。

※ コンテンツやデザインについても改善の余地がないか定期的に検討を行い、必要に応じ更新を行う。

(2) SC 排出量の算定・管理に関する PR 資料の作成・配布

企業等に SC 排出量の算定・管理に関する情報、サプライチェーン算定・管理のメリットを分かりやすく周知するための説明資料及び 1 枚程度の PR 資料（過去の例は別添 3 参照）を、日英両方で作成し、3 か月に 1 回程度を目安に更新する。

※ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の地域別説明会（全国 10 か所程度で 5 月～6 月に開催予定。約 1,000 名参加予定）の機会にも活用することを念頭に作成する（地域別説明会での活用においては、受託者による印刷は不要）。

(3) WEB サイト「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」（GVC プラットフォーム）の点検、更新等

環境省サーバーで運営している GVC プラットフォームについて、以下の業務を行う。

- ・ 既存の掲載資料の情報について(1)の業務において資料の変更が生じた場合は更新版の資料を掲載する。
- ・ 本業務で得られた成果を掲載する。なお、主要コンテンツは翻訳して掲載すること。（日→英 50 頁、英→日 50 頁程度を想定）。

2-2. サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等

(1) サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実

- ① 過年度事業で作成・改定してきた「基本ガイドライン」「排出原単位データベース」「算定支援ツール」について、国際動向・国内動向を踏まえて必要な改定を行う。
- ② また、平成 26 年度事業で作成したパンフレット・PDF 版パンフレット（日本語版及び英語版）を改訂する。

- ③ 参考書等、GVC プラットフォームに掲載しているその他のツールについても、必要に応じ改訂すること。

○ 「算定支援ツール」については、IoT を活用した算定など効率的かつ合理的な算定・取引の方法の検討を少なくとも行うこと。

○ 「排出原単位データベース」については、少なくとも以下の改定を行うこと。

- ・ 過年度に実施されてきた「排出原単位ワーキンググループ」での議論を踏まえて、必要に応じて過去の「排出原単位ワーキンググループ」の委員やその他の有識者、企業、業界団体等へのヒアリング（2 時間／回。計 10 回程度を想定）を行った上で、原単位の追加を行う。ヒアリング先には謝金 7,900 円／時を支給すること。
- ・ 海外で広く活用されている原単位については、最新の情報に更新する。

※なお、一部業務については、専門性を有する事業者に再委託して実施することを妨げない。

2-3. 公的機関の SC 排出量の算定方法等の調査・検討

現在、世界的には公的機関の SC 排出量の算定や CDP サプライチェーンプログラムの参加等、サプライチェーンを意識した GHG の算定と把握、削減に向けた潮流が生まれている。一方、我が国においてグリーン契約法等により、公共調達のグリーン化が推進されているが、SC 排出量の算定は行われていない。そこで、環境省において SC 排出量の算定を行い、課題を整理し、その対応策を検討することで公的機関の SC 排出量の算定を促進するため、その業務支援を行う。

(1) 公的機関の SC 排出量の算定方法等の確立に向けた調査・検討を行う。そのために、環境省が行う自らの SC 排出量の算定を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

- ・ SC 排出量の算定に必要なデータリストの作成及び算定作業を支援する。当該作業に当たっては、環境省担当官と相談の上、環境省部内の各担当者と調整を行い、データの収集やデータの誤り等の修正等の技術的な支援を行うものとする。
- ・ 算定に当たっては、CDP サプライチェーンプログラムに参加し、CDP が提供する算定ツール及びデータを使用すること。なお、CDP サプライチェーンプログラムが次年度以降にまたがる際は、次年度以降に円滑にプログラムを継続できるように CDP と協議を行い、準備を進めること。
- ・ 公的機関が RE100 の達成を目指す際に生じる課題や参考事例等を整理・分析し、公的機関が RE100 の取組を着実に進めるための方策の検討・確立の支援を行うこと。
- ・ 環境省が設定した年次目標までに RE100 を着実に達成するため、現実的な中間目標の設定を検討する等、ロードマップの作成を支援すること。
- ・ 算定結果の概要をまとめた公表資料（パワーポイント 10 頁程度）の作成を支援する。
- ・ 環境省の SC 排出量の算定結果を受けて、公的機関での算定のポイントをまとめ、今後の公的機関の算定取組の後押しや、グリーン購入法、グリーン契約法等の既存の政府調達方法の効果の確認や取組の推進等について検討・整理し報告する。

(2) 環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析

・環境省の組織・施設(※1)ごとの毎月の実施状況を取りまとめ、増減の要因や、実績値が削減目標の達成に向けて適切な水準かどうかを分析することで、必要な削減方策を検討のほか、削減方策の提案を含むフィードバック資料を報告する。データの分析にあたっては、(施設の電気・熱の使用、水の使用、車の効率的利用、用紙の使用、廃棄物、職員の意識啓発などの)政府実行計画の対象分野の中から5名の専門家を選定し、ヒアリングを実施(一人当たり2時間程度)して、その知見を取り入れながら行うものとする。専門家の選定に際しては、事前に環境省担当官の了解を得ることとする。ヒアリングの実施に当たっては、ヒアリング相手に謝金(1時間当たり7,900円)を支給すること。

また、環境省の各施設(約400施設)のデータは、受託者又はその共同実施者が、環境省の各施設担当者から直接入手することを前提とした上で、調査項目、集計区分等含め、最も有効・合理的・効率的な調査方法を提案すること(環境省の各施設担当者の作業負担を極力少なくするよう、最大限配慮すること。)。ただし、環境省本省(中央合同庁舎5号館)の電力使用量については、電力量計測システム(※2)のデータを活用し分析を行うこと。フィードバック資料については、環境省担当官の確認を得た上で、各施設の担当者に直接送付すること。

作業に当たっては、外部のシステムを利用して情報を集計することを妨げない。また、別途環境省が発注する政府実行計画実施状況調査業務の請負業者と連携しながら作業を行うこと。

※1 環境省全体(原子力規制庁含む)、環境省本省、地方環境事務所、国民公園等管理事務所、生物多様性センター、環境調査研修所、国立水俣総合センター、原子力規制庁

※2 平成23年度より環境省本省(中央合同庁舎5号館の環境省フロア)に導入しているオムロン株式会社製の実際の電力量(使用電力の全体量及びフロア単位の電力量)を把握している電力量計測システム。電力測定の間隔単位は10分間隔以下、365日24時間計測を実施。なお、電力量計測システムのデータは無償で提供する。

(3) 環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成支援

(2)の結果や政府実行計画の実施状況調査の結果等をもとに、2019年度の環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成の支援を行う(A4で15ページ程度の冊子。図表含む。)。レポートには以下を盛り込む。なお、レポートの作成にあたっては電子データによる提供とし、印刷製本は不要とする。

- ・実施状況の概要
- ・組織・施設ごとに、各評価指標(※3)の基準年度(2013年度)から最新年度の実績値、2020年度目標値(※4)及び2020年度目標値に対する2018年度の進捗状況を整理した表

- ・組織・施設ごとに各評価指標の増減の要因分析の結果
- ・組織・施設ごとに今後の取組に向けた提案（省エネ診断を実施した施設ではその結果も踏まえる。その他、環境省担当官から提供のあった情報（省エネ法定定期報告や温対法報告に関する情報等）も分析し、必要に応じ活用する。）。
- ・削減目標の対象外である、環境省が保有する船舶及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出の状況について、それらの排出量、排出量以外の評価指標の実績、増減の分析結果、今後の取組に向けた提案。
- ・その他（環境省担当官から指示があった事項を含む。）

なお、本レポートは、環境省各職員が環境省実施計画の実施状況を理解し、今後の取組に向けた示唆を得ることを目的とするレポートであり、その観点から見やすく分かりやすい資料となるように作成支援すること。

作業に当たっては、外部のシステムを利用して情報を集計することを妨げない。また、別途環境省が発注する政府実行計画実施状況調査業務の請負業者と連携しながら作業を行うこと。

※ 3 温室効果ガス排出量(tCO₂)、公用車の燃料使用(tCO₂)、施設の電気使用(tCO₂)、電気使用量(kWh)、施設の燃料使用(tCO₂)、その他(tCO₂)、次世代自動車の割合(%)、公用車の燃料使用量(GJ)、LED照明の導入割合(%)、用紙の使用量(t)、事務所の単位面積当たりの電気使用量(kWh/m²)、施設の燃料使用量(GJ)、事務所の単位面積当たりの上水使用量(m³/m²)

※ 4 環境省実施計画Ⅶの組織・施設ごとの排出削減計画を参照

3. 業務全般に係る実施プロセス・実施体制に関する注意事項

(1) 実施プロセス

①業務の進捗管理

業務の進捗管理（環境省に時間的余裕をもって説明し納期内に了解を得ることを含む）は委託先の責任であることを十分認識し、その前提で、合理的なスケジュールの作成管理、環境省等との連絡調整を行うこと。環境省から、作業状況についての確認（リマインド）の連絡を入れることが必要となる事態を生じさせないこと。

②資料の作成・管理における留意事項

- ☐ 環境省への資料の提出は、ファイルに紛れが生じないように、分かりやすくファイル名を付するとともに、適切な方法で提出し、当省側にファイル管理の負荷を必要以上にかけることがないようにすること。
- ☐ 環境省と受託者との連絡調整がサブスタンス（及び進め方）に100%集中できる環境を整えること。具体的には、資料の見やすさ（フォントの大きさ、様式）、日本語としての読みやすさ、数字の正確さなどの最低限度絶対に満たすべき調査結果資料の質の確保については、100%受託者において確保されるべきものであることを自覚し、環

境省にこれら諸点についてのネガティブチェックの負荷を一切発生させないこと。そのために、（２）において定める３人や作業当事者とは別に（上記３人や作業当事者の自己チェックに限界があるため）、これらの観点からのネガティブチェックができる職員を十分に確保すること。

（２）実施体制

- ・受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を２名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。
- ・契約期間における総労働時間の２分の１以上を本業務に従事する職員を３人以上確保し、契約期間中、環境省担当官との業務内容の打合せ等に当たっては、原則として当該３人のうち２人以上は最低限出席できるような体制を作ること。また、打ち合わせと同時並行で資料を修正または修正点を整理し、必要な関係者（受託者内担当者含む）に迅速かつ適切に連絡ができるようにすること。

４．業務履行期限

平成 32 年（2020年） 3 月 31 日まで

５．成果物

報告書 9 部（A 4 判 400 頁程度を想定）

※原典、根拠資料、グラフの生エクセル等のファイルをすべてまとめて、パワーポイント本体と紐づけて 1 対 1 対応で確認できる状態に整理したものを、併せて提出すること。

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 式

報告書の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出期限：平成 32 年（2020年） 3 月 31 日（ただし、1 月末までに報告書の案を提出し、担当官の指示を仰ぐこと）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

６．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

（２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第

三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）及び国際規格である ISO/IEC 40500:2012「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイトガイド：（日本語版・英語版・政策目的別・子供向け）」に基づくこと。

また、上記各ガイドラインは以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考)「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」

[http:// http://waic.jp/docs/wcag2/](http://waic.jp/docs/wcag2/)

(参考)「Web サイトガイド：(日本語版・英語版・政策目的別・子供向け)」

<https://cio.go.jp/node/2322>(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 210 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 211 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「」」「'」→「'」、「ー」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



賢い選択

サプライチェーン排出量 について

サプライチェーン排出量とは？

■ 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出量を合計した排出量。

● サプライチェーン排出量

= **Scope1排出量**
○ 燃料の燃焼、工業プロセス等、事業者
自らによる温室効果ガスの直接排出

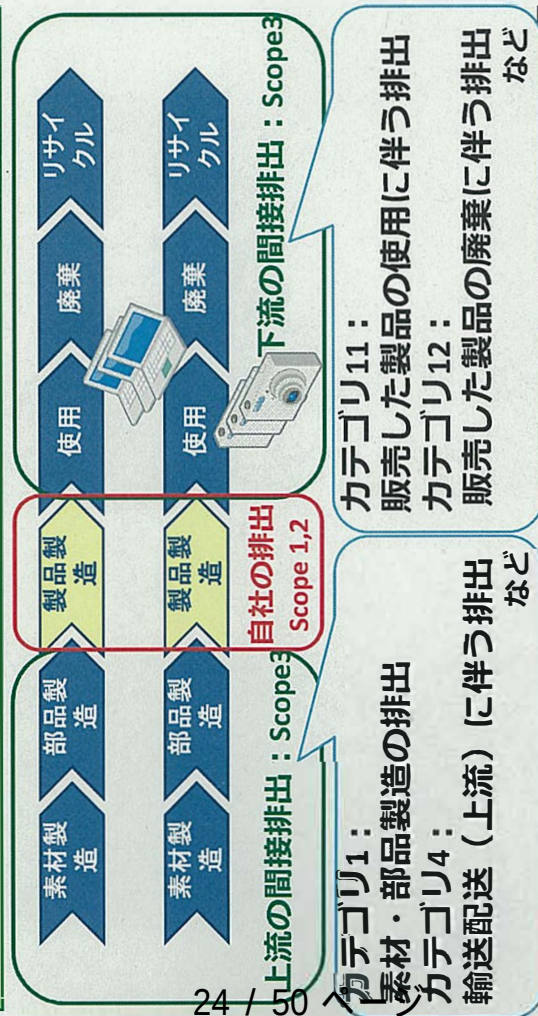
+ **Scope2排出量**
○ 他者から供給された電気・熱・蒸気の
使用に伴う間接排出

+ **Scope3排出量**
○ その他間接排出（算定事業者の活動
に関連する他社の排出）
○ 15のカテゴリに分類

1

サプライチェーン排出量とは？

■ サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量**。
■ GHGプロトコルのScope3基準では、Scope3を15のカテゴリに分類。



24 / 30

なぜ、サプライチェーン排出量か？

企業は、さまざまな製品やサービスを提供しており、CO2は、

- ◆ 製品やサービスの材料の生産し、運ぶ段階から、
- ◆ 材料を製品やサービスへと作り上げる段階、
- ◆ できた製品を運ぶ段階や、サービスを提供する段階、
- ◆ 製品やサービスを顧客が利用する段階、
- ◆ 使用済みの製品を廃棄する段階、
- のすべてで排出されている。

企業は、自身がこのサプライチェーンのどの段階にいても、全段階に対して（多かれ少なかれ）ビジネスの中がかかわることができる。

削減のチャンスがある

別添1

3

なぜ、サプライチェーン排出量か？

- 企業が、
- 自身のCO2排出責任と、
- (その表裏の関係にある) 削減による貢献を
考えるとき...

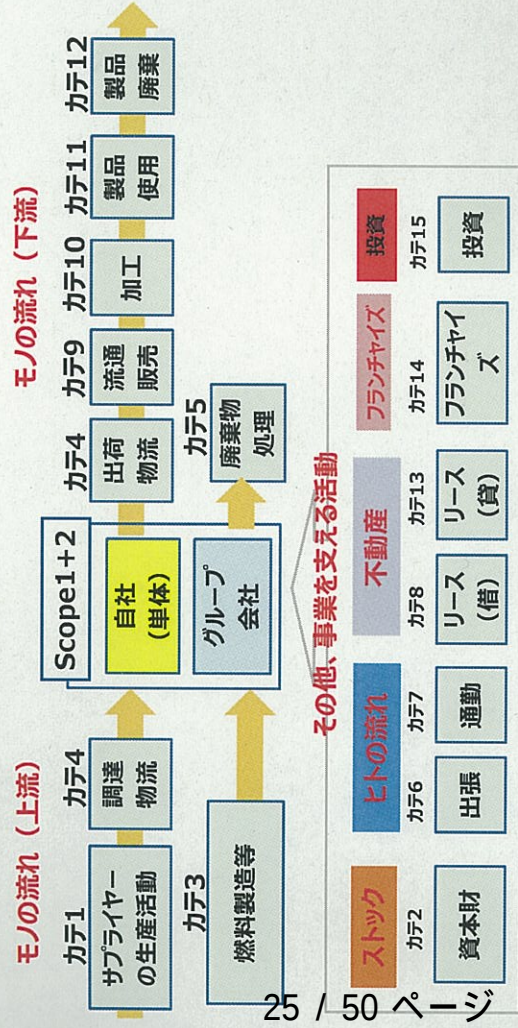
その視野を、すべての段階の排出量に広げれば、

- 自社の排出量よりも、削減余地の大きいところが見つかるかもしれない。
- その削減余地について、直接排出している事業者と協力して、削減を実現できるかもしれない。

それは、即ち...

4

Scope3排出量の15個のカテゴリの概念図



- ただし、上図は概念的な理解を重視した概念図であり、カテゴリ名等は正式名称ではないことに注意。(正式名称等は、算定編を参照)

6

なぜ、サプライチェーン排出量か？

あるCO2排出〇〇トンについて、

排出削減にかかわれる主体が何倍にも増えることに！

環境側から見れば、

企業側から見れば、

CO2排出削減の実現可能性を大きく高めることができる。

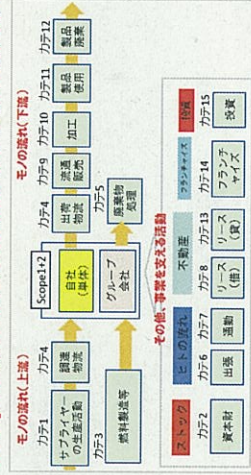
CO2排出削減の選択肢を大幅に広げることができる。

だからサプライチェーン排出量なのです！

5

Scope3排出量の15個のカテゴリをどう捉えるか？

Scope3排出量の15個のカテゴリの概念図



え、こんなに？
算定が大変だな...

それだけ、
削減のチャンスが多い
ということ！

サプライチェーンは複雑で広大。
排出量算定には困難も伴うが、削減チャンスも多い。

7

Scope3排出量の15個のカテゴリをどう捉えるか？

サプライチェーンは複雑で広大。
排出量算定には困難も伴うが、削減チャンスも多い。



- 賢く取組み、算定の迷路に入らない
- 算定のための算定ではなく、結果の活用を重視



どうすれば？

→ 基本ガイドラインの活用！

8

まとめ

- サプライチェーン排出量には、多くの削減チャンスが存在。
 - 企業は、自身がサプライチェーンのどの段階にいても、全段階に対して（多かれ少なかれ）ビジネスの中にかかわることができる。
- サプライチェーン排出量 = Scope1 + Scope2 + Scope3
 - Scope1と2は、算定報告公表制度と、ある程度重複。
 - 算定の課題は、Scope3。
- Scope3排出量は、15個のカテゴリより構成。
 - やや複雑。しかし、それだけ削減チャンスが多いということ。
- 賢く算定し、結果の活用につなげることが重要。
 - 「基本ガイドライン」の活用を。

10

「基本ガイドライン」のエッセンス 算定結果の活用方法

- 基本ガイドラインは、サプライチェーン排出量の算定結果の活用方法についても概説。

● サプライチェーン排出量について

排出規模を把握し、削減すべき対象を特定する。

経年評価を行い、削減取組みの進捗を確認。

排出量を開示し、利害関係者に理解を深めてもらうこと。

排出規模の把握は、取組みの優先順位付けに繋がる

取組み余地の検討を踏まえて、プランを作成

プランの進捗管理
(連携取組みの場合は、相手側の管理の面も)

取組みと併せて情報開示することで理解・評価を得る

9

グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

- サプライチェーン排出量に関する環境省情報プラットフォーム

SC(サプライチェーン排出量(スコープ1~3))、

SBT(企業版2℃目標：Science Based Targets)、

RE100、

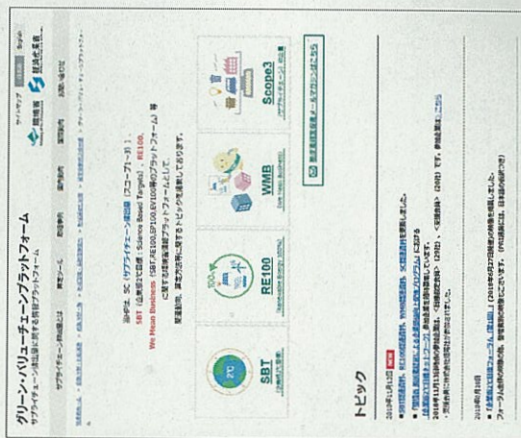
We Mean Business

(SBT, RE100, EV100, EV100等のプラットフォーム) 等

に関する環境省情報プラットフォームとして、関連動向、算定方法等に関するトピックを掲載。

環境省 GVC

検索



11

2018年度 環境省 サプライチェーン排出量の算定支援

- 企業のサプライチェーン全体のCO2排出量の算定を支援し、排出量削減の選択肢や可能性を広げるための助言・情報提供を実施。
- 応募企業数：28社（そのうち、全社に対して合同説明会を開催）のうち、10社に対して個別支援を実施。

○参加企業一覧（全28社）

※業種内五十音順
※下線付は個別支援実施企業

建設業：エコストイル／熊谷組
食料品：カルビー／キユーピー／日清食品ホールディングス／日清製粉グループ本社
繊維製品：東洋紡
化学：アース製薬／高砂香料工業／日本化薬／マンダム
石油・石炭製品：コスモエネルギーホールディングス
ゴム製品：住友理工
機械：小森コーポレーション
電気機器：アンリツ／オムロン／JVCケンウッド／日新電機／日本光電工業／フオスター電機／富士通ゼネラル／マクセルホールディングス
精密機器：シチズン時計
その他製品：堀場製作所
空運業：日本航空
情報・通信業：西日本電信電話
卸売業：日鉄住金物産
金融：保険業：MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス

13

2018年度 環境省 企業版2℃目標（SBT） 設定支援

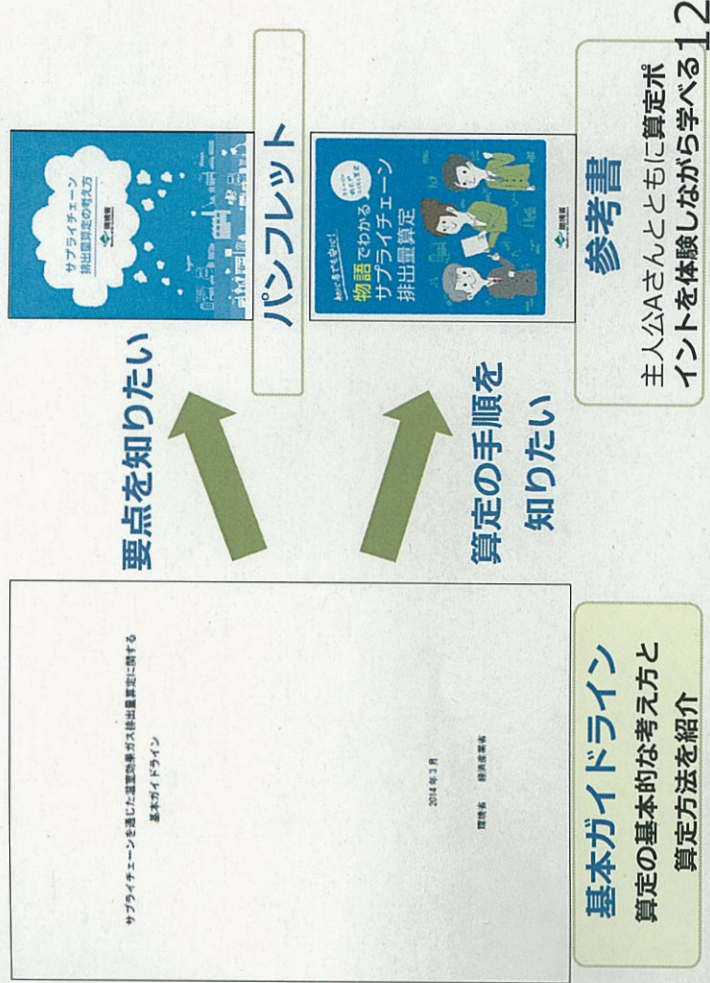
- SBT認定を目指す企業を対象に、合同説明会や個別の設定支援を実施。
- 応募企業数：57社（そのうち、全社に対して合同説明会を開催）のうち、21社に対して個別支援を実施。

○参加企業一覧（全57社）

※業種内五十音順
※下線付は個別支援実施企業

建設業：エコストイル／大気社／前田建設工業
食料品：カルビー／日清製粉グループ本社／日本ハム／雪印メグミルク
化学：信越化学工業／DIC／デンカ／日産化学／日本化薬／日本リカー工業／三菱ケミカルホールディングス／ライオン
医薬品：エーザイ／小野薬品工業／塩野義製薬／大日本住友製薬／大腸薬品工業
ゴム製品：住友ゴム工業／住友理工
ガラス・土石製品：日本特殊陶業
非鉄金属：フジクラ
機械：ジェイテクト
電気機器：アズビル／アンリツ／ウシオ電機／オムロン／シャープ／日新電機／日本光電工業／日本電産／浜松ホニクス／フオスター電機／富士通ゼネラル／安川電機／ローム
輸送用機器：豊田自動織機／三菱自動車工業
印刷：凸版印刷
精密機器：シチズン時計／ニコン
その他製品：イトーキ／堀場製作所／ミズノ／ヤマハ
陸運業：佐川急便
空運業：日本航空
情報・通信業：伊藤忠テクノソリューションズ／SCSK／I・M・ティ・ティ・データ／西日本電信電話
小売業：ファミリーマート
金融・保険業：三井住友銀行グループ
不動産業：三井不動産
サービス業：NTTファシリティーズ

15



2017年度 環境省 サプライチェーン排出量の算定支援

- 環境省は昨年度、サプライチェーン排出量の算定に対して、情報提供・助言・作業支援を実施。
- サプライチェーン排出量算定の合同セミナーに28社参加。うち17社に個別支援を実施。（17社全社がサプライチェーン排出量の算定を実施）

○参加企業一覧（28社）

※業種内五十音順
※下線付は個別支援実施企業

化学：日産化学工業、日東電工、日本ゼオン、ファンケル、三菱化学
食料品：コカ・コーラ ボトラーズジャパン
機械：ダイキン工業、日立建機
土石製品：AGC
電気機器：カシオ計算機、京セラ、シスメックス、フオスター電機、横河電機
輸送用機器：ダイ・エス テック、豊田合成、豊田自動織機、トヨタ車体、マツダ
印刷：サンメッセ、凸版印刷
ゴム製品：住友ゴム工業
陸運業：日本通運、日立物流
卸売業：キヤノンマーケティングジャパン
保険業：MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス
その他金融：日立キャピタル

※業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成
●SBT策定とサプライチェーン排出量の算定の両方応募した企業（21社）
AGC、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス、京セラ、コカ・コーラ ボトラーズジャパン、サンメッセ、シスメックス、住友ゴム工業、ダイキン工業、ダイ・エス テック、凸版印刷、豊田合成、豊田自動織機、日産化学工業、日東電工、日本ゼオン、日本通運、日立キャピタル、日立建機、ファンケル、マツダ、三菱化学

14

2017年度 環境省 企業版2℃目標 (SBT) 設定支援 (2018年11月27日現在)

■ 2017年度、SBTの設定に対して情報提供・助言・作業支援を実施。

○ 参加企業一覧 (全63社)

※業種内五十音順

化学：花王、**積水化学工業**、日産化学工業、日東電工、
日本ゼオン、フアンケル、**富士フイルムホールディングス**、
三菱ガス化学

食料品：味の素、コカ・コーラ ボトラーズジャパン、ニチレイ
医薬品：**アステラス製薬**、大塚製薬 (大塚HD)、塩野義製薬
機械：グローリー、ジェイテクト、ダイキン工業、ダイワ、日立建機

ガラス・土石製品：AGC

非鉄金属：アジクラ、古河電気工業、YKK

電気機器：ウシオ電機、オムロン、京セラ、シスメックス、東芝、**日本電気**、三菱電機、明電舎

輸送用機器：スズキ、アイ・エス・デッド、豊田合成、豊田自動織機、マツダ、三菱自動車工業

印刷：サンマツ、**大日本印刷**、凸版印刷

ゴム製品：住友ゴム工業、横浜ゴム

その他製品：**アサックス**、コクヨ

建設業：大林組、鹿島建設、**住友林業**、**積水ハウス**、大成建設、大東建託、**大和ハウス工業**

陸運業：日本通運

海運業：**日本郵船**

情報・通信：NTTドコモ、**野村総合研究所**

小売業：**アスカ**、**丸井グループ**

保険業：MS&ADインシュアランスグループホールディングス、SOMPOホールディングス

その他金融：日立キャピタル

不動産業：東急不動産ホールディングス

サービス業：セコム、ベネッセコーポレーション

※下掲付は個別支援実施企業
赤字文字はSBT認定取得済企業

＜支援結果＞

個別支援実施企業42社の
現在の進捗状況は以下の通り。

・SBT認定取得済：10社

・コミット※済：16社

※：SBT事務局に対してSBTを
決定する旨を宣言すること

脱炭素資料作成 マニュアル・ ガイドライン

Ver. 3.03

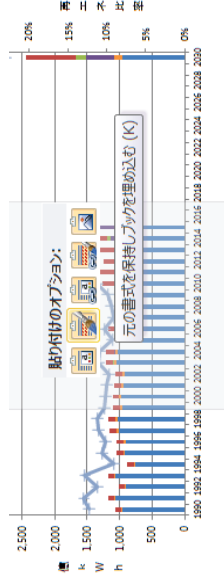
2018.11.08

資料作成の注意点 (2)

- エクセルで作成したグラフや図、表は編集可能な形式でPPTへ貼ること。
- 元資料が画像の場合は、画像にテキストを被せて文字を読めるようにする。

グラフや図・表の
貼り方

- **エクセルで作成したグラフ、図、表などは全て編集可能な形式でPPTへ貼る**
- 具体的には、以下を参照。
 - グラフの場合:「元の書式を保持しブックを埋め込む」などを選択
 - 表や図の場合:「元の書式を保持」等
- **元資料が画像の場合は必要に応じて作成し直す**。画像にテキストを被せるなど、基本的には文字が読める状態に出来れば良い。
- **判断が難しい場合は横に「要相談」と記載する**



3

資料作成の注意点 (1)

- 単位については、k(キロ)、億・兆等を使うこと。
- Mtoe、MJなどが使われているが、これも換算すること。

単位

- **単位は「億」・「兆」等、和算単位で統一。百万、十億等の西洋単位は使用しない**
- **電力量等に使用する単位は「k (キロ)」で統一。MJ、GJ(メガ・ギガ・テラ)は使用しない**
 - 例: 〇...億kWh X...GWh
- エネルギ-の単位としては、Mtoe、MJなど様々なものが使われているが、特別な指示がある場合を除き、k、億へ換算すること。また、電気の場合はkWhで統一。
- 年、年度は原則として西暦 (固有名詞に含まれる場合は和暦も可)
- 資料を参照する際は元の数値から、k、億への換算時に計算ミスをしないか十分に確認すること

2

資料作成の注意点 (3)

- トップラインメッセージは可能な限り文字数を少なくすること。
- 事実や明示的な内容を記載する。

トップライン
メッセージ

- トップラインメッセージは、**可能な限り文字数を少なく**することを意識
 - 体言止め
 - タイトルに「温室効果ガス」と書かれている場合はメッセージでは、単に「排出量」などとする
 - 推察や考えの記載は避け、データや図から読み取れる事実や明示的な内容を記載する
- ただし、**メッセージの時制**(過去に起きたこと・現在のこと・未来に起きること)がわかりにくくなる場合は、**明確に時制がわかるように**に記載する
- タイトル、図表等をふまえ、このシートで伝えるべきメッセージは何か検討する

別添2
4

資料作成の注意点 (4)

- エネルギー種別のグラフを作成する際は環境省既存資料と統一すること。
- 基本形以外は「電力部門の地球温暖化対策に関する基礎資料集」を参照。

エネルギー種別の
グラフ作成

- エネルギー種別のグラフを作成する際、各エネルギーのグラフ色は、以下に示した**環境省の既存資料と統一**する。
 - 基本的にはエクセルのデフォルトカラー
 - ただしエネルギー種の順番に留意
 - 「太陽光/風力など」の場合は前にある色を使用
- その他石炭のみの資料を作成する際には、環境省が別途委託している「電力部門の地球温暖化対策に関する基礎資料集」を参照

石炭	石油	ガス	火力	原子力	水力	地熱	バイオマス	風力	太陽光	太陽熱	再エネ	その他	その他2
79	192	155	255	128	75	247	149	218	196	255	0	255	148
189	80	187	204	100	172	150	179	150	215	192	128	204	138
129	77	89	153	168	198	70	215	148	155	0	0	255	84

5

資料作成の注意点 (6)

- 引用・利用した資料については、必ずページ数まで記載すること。
- 外国語の資料については、全て和訳を併記すること。

引用記載
その2

- 発行元名や資料名などについて、**その内容が把握しづらい場合は、説明をノートに記載**
 - 記載例・・・Global Cleantech 100 (大手リサーチ会社のグリーンテック・グループが選定した今後5～10年間で市場に多大な影響を与える可能性が最も高い、主要な証券取引所に上場されていないウーリン技術企業100社のリスト)

30 / 50 ページ

7

資料作成の注意点 (5)

- 引用・利用した資料については、必ずページ数まで記載すること。
- 外国語の資料については、全て和訳を併記すること。

引用記載
その1

- 資料を引用した際には、**資料ごとに「発行元名」「資料名」「バージョン」「ページ数」は必ず明記**
- **Web siteはURLと参照日時を明記**
- **外国語の資料については、全て和訳をノートへ記載。ただし、付属文書については本体文書名までを和訳**
 - 記載例1・・・出所：IEA (International Energy Agency, 国際エネルギー機関), World Energy Investment 2016 (世界エネルギー投資), 3ページ
 - 記載例2・・・UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change, 気候変動に関する国際連合枠組条約), European Union Second Biennial Reports (EU BR2:第2回隔年報告書) common tabular format submission workbook, 2015年12月17日提出, 2～4ページ

6

資料作成の注意点 (7)

- 出所とする資料は原典を探ること。
- 使用した資料については、別途、当該部分のみをファイル保存すること。

原典確認ルール
引用資料の保存

- 論文、Web siteなど資料の種類に応じて、適切に記載すること。**孫引きは基本禁止**。詳細は「資料利用・引用ガイドライン」を参照
- **引用した資料については、当該部分を別途、保存(成果物の参考資料として納品)**して、引用部分がわかるようにマーカー、囲みなどで印をつける(PDF編集ソフトが無い場合はSLへ相談)
 - 印刷物はスキャンしてPDFにすること
 - 作成したエクセル等は使用しているタブがわかるようにすること

8

資料作成の注意点 (8)

- 引用した資料については、基本的に発行元と資料名は和訳すること。
- 資料の内容に応じて、必要な説明・情報を注釈に記載すること。

- 海外の資料を引用した際には、全て「発行元名」「資料名」を和訳すること。和訳については和訳リストを参照して確認。無いものは追記する。
 - 他国の組織名などは検索して、和訳した組織名が使われていることを確認すること
 - 付属文書の文書名は和訳不要(本文文書名のみでOK)
- 資料の内容が一見ただけでは理解しづらい、理解にある程度の前提知識が必要と判断される場合は、それらの情報について注釈に記載すること
 - 環境省からの指摘で注釈を記載した際には、その指摘事項と記載した内容の概要を資料データベースの「主要変更履歴」へ記載すること

引用資料の
説明

資料作成の注意点 (10)

- 環境省からの指摘事項について、随時追加されていくため、適宜確認をして資料作成時に留意すること。

小見出し

- 内容に応じて小見出しを使うなど、初見の人が見ても内容を把握しやすくする工夫をすること

折れ線グラフ

- 折れ線グラフの線の太さはデフォルトよりも太くすること(2～3pt程度)。

棒グラフ

- 棒グラフの太さはデフォルトよりもやや太くすること

データラベル

- 主要な年次のデータには、数値・%などデータラベルを記載すること

11

資料作成の注意点 (9)

- ファイル名については、一瞥して内容が把握できるようにすること。

ファイル名

- ファイル名については、ファイル名から資料内容を類推できる様に記載すること
- 「ファイル名の命名ルール」と「日本総研側からのアップロード・環境省側でダウンロード」を参考に、例外措置で逸脱する場合は、早期に修正する
- PPTファイル、生エクセル、原典抜粋ファイルについては、基本的に同じ名前を付けること(関連性を把握できる様にするため)
- 異なる項目について1つのファイルにまとめないこと

資料作成の注意点 (11)

- 2016年10月11日追加の注意点

主語・因果関係

- トップラインの文章は、受け身は使わない。主語および因果関係を明確にする。
- 事実とそこから容易に類推できるもの以外はNG。

ページ番号

- 28ポイントで右下に大きく表示。
- これまでに作成した資料では中央になっているので、これ以降に提出する場合は修正する。

フォントサイズ

- 極力大きくする。文章を短くする、情報量を減らすなどして、シート内全てのフォントサイズを可能な限り大きくする。

12

9

10

資料作成の注意点 (12)

■ 2017年7月11日追加の注意点

- **タイトルはセンター、文字は大きく(32ポイント)**。
- 最終納品時には、サブリーダーに確認の上、タイトル文頭の数字をつけること。文頭の数字は2段階まで (例1-3)利用可。
- 同タイトルで複数ページ作成する場合は、(1)(2)(3)…と半角()と数字の連番とすること。
- 例) 1-3. 名目GDPあたり温室効果ガス排出量(1)
1-3. 名目GDPあたり温室効果ガス排出量(2)

タイトル

※文頭の数字 (上記例だと1-3) が同一の場合はスライド名も必ず一緒にすること。逆に文頭の数字が異なる場合はスライド名も異なるはず。

(参考) 形式・表現チェックリスト

- 表現・形式確認においては、本マニュアルで規定するルールのほか、以下に示した、文章／図表／テキストなどの視点からチェックを行う。

A 文章

B 図表

C テキスト

D その他

1. 意味が分からない／分かりにくい

2. 意味は分かるが文法がおかしい／一般的なではない表現である

3. 文法的に正しいが改善の余地がある

4. 誤字脱字がある

5. 重複表現がある

1. 配置やサイズにズレや歪みがある

2. 色遣いに違和感がある

3. 図形の数が多すぎる／少なすぎる

4. 図形の大きさが大きすぎる／小さすぎる

5. 意味が分からない／伝わりにくい

1. フォントが大きすぎる／小さすぎる

2. 下線や太字、赤字を活用すべき

3. 左右寄せや中央寄せなどが不適切

4. 箇条書きが必要

1. トップラインと図表の整合性が取れていない

2. シートの主張が分らない

3. 事実誤認の可能性がある

資料作成の注意点 (13)

■ 単位換算はBPの係数を使用(1 ktoe = 11,630,000 kWhは例外)

Approximate conversion factors

Crude oil*			
From	To		
tonnes (metric)	barrels	US gallons	tonnes
1	7.33	307.85	1
Kilotonnes	1,165	264.17	1,165
Barrels	0.0531	42	0.159
US gallons	0.1364	1	0.00325
Barrels per day	0.00325	1	49.6
*Based on worldwide average gravity.			

Products			
From	To		
tonnes	barrels	US gallons	tonnes
1	7.33	307.85	1
Kilotonnes	1,165	264.17	1,165
Barrels	0.0531	42	0.159
US gallons	0.1364	1	0.00325
Barrels per day	0.00325	1	49.6

Units			
From	To		
1 metric tonne	= 2204.62lb		
1 kilolitre	= 1.023 short tons		
1 kilocalorie (kcal)	= 1 cubic metre		
1 kilojoule (kJ)	= 4.187kJ		
1 British thermal unit (BTU)	= 0.239kcal		
1 kilowatt-hour (kWh)	= 0.948BTU		
1 kilocalorie (kcal)	= 860cal		
1 kilowatt-hour (kWh)	= 3600kJ		
1 kilocalorie (kcal)	= 3412BTU		

1 ktoe = 11,630,000 kWh			
One tonne of oil equivalent equals approximately:			
Heat units	10 million kilocalories		
42 giga joules			
40 million British thermal units			
Solid fuels	1.5 tonnes of hard coal		
3 tonnes of lignite and sub-bituminous coal			
Gaseous fuels	See Natural gas and liquefied natural gas table		
Electricity	12 megawatt-hours		

One million tonnes of oil or oil equivalent produces about 4400 gigawatt-hours (= 4.4 terawatt-hours) of electricity in a modern power station.			
1 barrel of ethanol = 0.59 barrels of oil equivalent			
1 barrel of biodiesel = 0.86 barrels of oil equivalent			
1 tonne of ethanol = 0.68 tonnes of oil equivalent			
1 tonne of biodiesel = 0.88 tonnes of oil equivalent			

脱炭素資料作成マニュアル・ガイドライン

2. 脱炭素資料作成ガイドライン

文字・図表ルール（1）

■ 資料で用いることのできる文字・数字・図形・表に関するルールは以下の通り。

文字・数字

図形

矢印

- 利用可能フォント：全角・半角 共にMeiryo UI
 - 数字・アルファベットは原則として半角フォントを用いる
 - 数字はカンマ(,)を付加
- フォントサイズ：場所ごとに規定（後述）
- 数字等の表記
 - 単位はk（千円）で統一（M,G,Tは使用しない）
 - 数字は「億」で統一（百万、十億としない）
 - 年、年度は原則として西暦（固有名詞に含まれる場合は和暦も可）
- 色：原則として黒（0,0,0）
 - 赤（255,0,0）緑色（204,255,102）も使用可
 - 文字飾り（太字・斜体・下線）は必要性があれば使用可
- 枠の色：黒（0,0,0）、赤（255,0,0）、「5%灰色」～「95%灰色」
 - 枠の太さ：0.75ポイント（デフォルト）
 - 「図形の効果（影など）」は使用不可
- 線のスタイル：原則として実線、あるいは「点線」
 - 「点線」も使用可
- コネクタの種類：原則として「直線」または「カギ線」
 - 「曲線」はできる限り使用しない

文字・図表ルール（2）

■ 資料で用いることのできる表・グラフに関するルールは以下の通り。

表

33 / 50 ページ

グラフ

- むやみに表形式を使わない
- 文字・数字：「文字・数字」のルールに準ずる
- 枠・塗りつぶし色：「図形」のルールに準ずる
- 利用可能フォント：（全角）「Meiryo UI」・（半角）Meiryo UI
 - 数字・アルファベットは原則として半角フォントを用いる
- フォントサイズ：可能な限り大きく
- 色：黒（0,0,0）
 - 文字飾り（太字・斜体・下線）は必要性があれば使用可

（参考）使用箇所別フォント見本

■ 資料で用いることのできるフォント見本は以下の通り。
■ ただし、可能な限りフォントサイズは大きくすること。

フォントサイズ	使用箇所	フォント見本
32ポイント	(中表紙) タイトル (センターに表示) (本文) ページタイトル	Meiryo UI 1234567890
28ポイント	(本文) ページ番号 (右下に表示)	Meiryo UI 1234567890
20ポイント	(本文) トップライン メッセージ	Meiryo UI 1234567890
14ポイント	(目次) 項目タイトル (本文) コネクションエリア	Meiryo UI 1234567890
12ポイント		Meiryo UI 1234567890
10ポイント	(本文) 出所	Meiryo UI 1234567890

文字・図表ルール（3）

■ 資料の表記に関わるルールは以下の通り。

文体

略称等

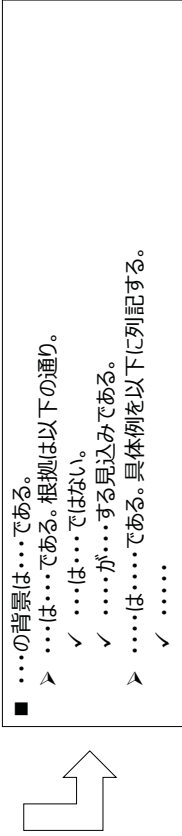
出所表示

- メッセージ・コンテンツは「～だ。」「～である。」に統一（できるだけ体言止めにする）
- 文の主語、要確認（簡潔に記載するために主語を省くことも多くなるが、センテンスごとに、動詞に対応する主語が明確であるかどうか、よく確認すること）
- 表現を切り詰める
 - 不要な修飾語を用いない
- 略称は別途「略称リスト」を参照して使用。
- 略称の変更・追加については、環境省と協議の上、決定する。追加を希望する場合は、「追加候補リスト」へ記載し、サブリダーへ連絡。
- 「出所：XXXX」という形式に統一
 - 「出典」は不可
- 数表（オブジェクト名 出所）で入れる

メッセージ・チャート欄の文章構成の方針

- メッセージ・チャート欄の文章構成に関する主な方針は以下のとおり。

- 資料最上部のキーメッセージは端的に記載する。
- 階層をうまく利用する。
 - 第1階層
 - 第2階層
 - ✓ 第3階層
- 結論を先に、根拠・例・詳細は後に。



- 読みやすくした結果、1ページあたりの情報量が減り、ページ数が増加しても可。

21

(参考) 資料引用・転載ガイドライン

- 資料引用・転載時は以下に注意。

- 他者が作成した著作物を資料に掲載する場合には、転載(使用許諾を得て掲載)あるいは引用(無断で掲載)する。
 - 文化庁の定義による適切な「引用」の要件は以下の通り。
 - 既に公表されている著作物であること
 - 「公正な慣行」に合致すること
 - 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
 - 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
 - カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
 - 引用を行う「必然性」があること
 - 「出所の明示」が必要
- 出所: 文化庁 (2010). §8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合 ⑧ ア、「引用」(第32条第1項)
- 基礎資料として、**特定の資料・情報そのものを利用する(主従関係での「主」になる)**場合は、**引用として無断で利用することが出来ない**ことから、利用許諾を得る必要がある。
- 引用元資料の画像を加工せずに貼り付けて、シートの図表部分とすることは原則禁止(本ルールについては2016年9月12日時点で調整中)

23

資料引用・転載について

- 資料引用・転載時は著作権の取り扱いに十分注意する。
- 日本政府公表資料あるいはオープンデータの資料は二次利用許諾は不要。
- 無断利用できない場合は、二次利用許諾が必要。
- 日本政府公表資料は原則オープンデータになるため、第三者資料の場合は無断引用・転載の可否を確認し、不可の場合は「無断引用・転載禁止」を明示。

資料の所有者	政府・府あるいはオープンデータ	利用許諾不要	利用許諾不要
	その他	利用許諾必要	使用許諾必要 加えて当該資料 には「無断引用・ 転載禁止」を記載
		許可	禁止

無断引用・転載

22

(参考) 資料引用・転載ガイドライン

- 資料引用・転載時は以下に注意。

- データのタイトルを明記。
 - 元資料にタイトルが無い場合、あっても不適切な場合は、適当なタイトルを付与する。
- 「出典」「出所」等の表現
 - 「**出所**」に統一
- 「発行元名」「資料名」「バージョン」「ページ数」は必ず明記。
 - 単行本: **著者名**[**西暦**].**『書籍名』****出版社**.**ページ数**
 - ✓ (例) 佐和隆光[2000].『計量経済分析の基礎』有斐閣.40～45ページ
 - 論文: **著者名**[**西暦**].**『論文名』****掲載紙**.**巻数**.**ページ数**
 - ✓ (例) 吉野直行[2001].「日本の貯蓄構造について: マル優の効果をめぐって」『季刊現代経済』59巻.12ページ
 - ホームページ: **調査日** **組織名** **ホームページのURL**
 - ✓ (例) 2009年3月3日 (株) 日本総合研究所 <http://www.jri.co.jp/>
- 編集・加工したデータについては「～を基に環境省作成」と明記。
 - 「地球環境局」「市場メカニズム室」[MOE]等の表現は全て「**環境省**」に統一する。

24

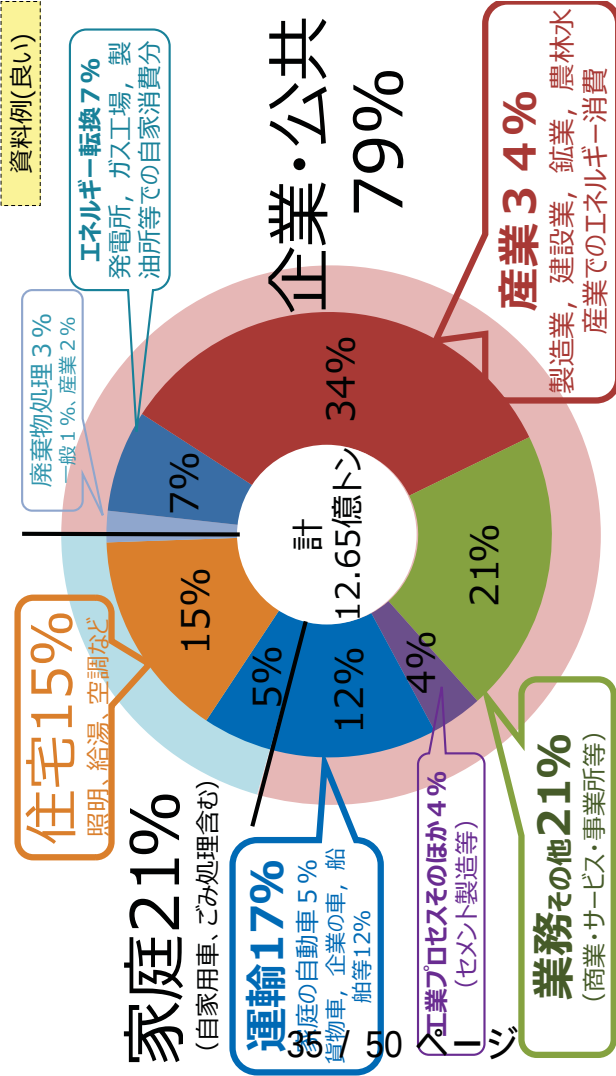
(参考) 資料利用・引用ガイドライン

■ 引用以外で無断利用できるケースは以下の通り(本業務では、ほぼ無いと見込まれる)。

- 一般に周知させることを目的とした転載を禁止する旨の表示がない「行政機関等の名義の下に公表された広報資料等」は、出所を明示すれば、発行機関に無断で転載可能。
- 学術的な性質を有するものでない、政治上、経済上、社会上の時事問題に関する、転載・放送・有線放送を禁止する旨の表示がない、新聞又は雑誌に掲載して発行された論説等も、出所を明示すれば、新聞社等に無断で転載可能。
- 公開して行われた政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける公開の陳述も、同一の著作者のもののみを編集せず、出所を明示すれば、無断で転載可能。
- 以下の項目は著作権法上保護の対象にならないため、無断で転載可能。
 - 公表後70年を経過した映画の著作物 (著作権法第54条)
 - 著作者の死後50年以上経っている著作物 (著作権法第51条)
 - 創作性のない表現 (著作権法第2条第1項第1号)
 - 情報 (データ) その他のもの (判例法)
 - アイデア (判例法)
 - 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道 (著作権法第10条第2項)
 - 解法 (アルゴリズム)、規約 (プロトコル) (著作権法第10条第3項)
 - 憲法その他の法令 (著作権法第13条第1号)
 - 国、地方公共団体の機関又は独立行政法人が発する告示、訓令、通達 (著作権法第13条第2号)
 - 裁判所の判決、決定、命令、審判 (著作権法第13条第3号)

25

CO2排出量の内訳 (電気・熱配分後)



出所 国立環境研究所, 日本の温室効果ガス排出量データ (2014年) 廃棄物の排出および処理状況等 (平成26年度) 4ページ

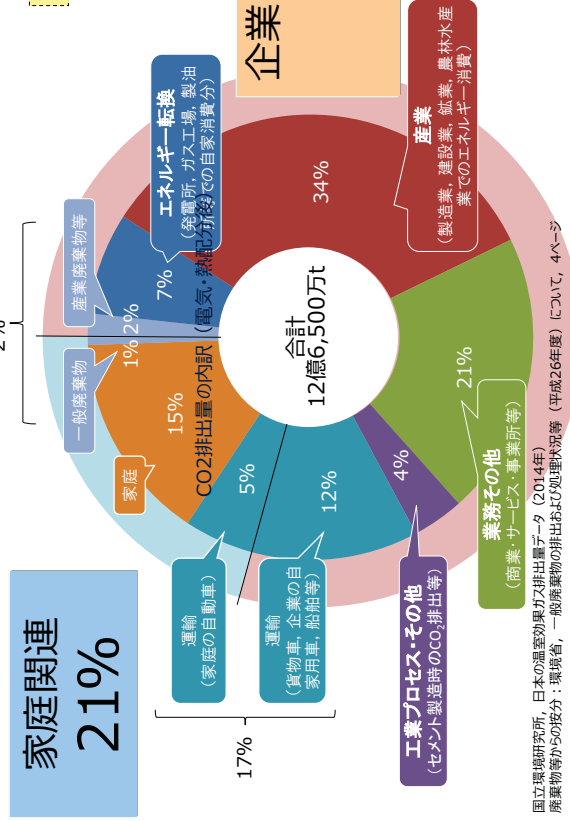
27

脱炭素資料作成マニュアル・ガイドライン

3. 資料作成例

二酸化炭素排出量の内訳 (電気・熱配分後)

■ 自家用車、一般廃棄物を含め、家庭からの排出は全CO2排出量のうち約2割であり、残る8割は企業や公共部門からの排出である。



出所 国立環境研究所, 日本の温室効果ガス排出量データ (2014年) 廃棄物の排出および処理状況等 (平成26年度) 4ページ

28

テーマ・資料名等
XXXXXXXXXXXXXX

4. フォーマット

国名・内容等

※XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

記載例

主要国の再生可能エネルギーの 動向に関する基礎資料

ドイツ・政策編

【大項目名】	X
1. 中項目名	XX
2. 中項目名	XX
3. 中項目名	
【大項目名】	XX
4. 中項目名	XX
5. 中項目名	XX
6. 中項目名	XX
7. 中項目名	XX
8. 中項目名	XX
9. 中項目名	XX
10. 中項目名	XX
11. 中項目名	XX
12. 中項目名	XX
【大項目名】	XX
13. 中項目名	XX
14. 中項目名	XX

※法律・計画・予算事業・税制・系統送配電・環境アセス等の政策情報を整理したもの。
全体・エネルギー種ごとの導入量・推移・ポテンシャル・個別事例は、「導入状況編」に整理している。
ただし、両者の両方に掲載している情報もある。

温室効果ガス排出量の推移

[illegible]

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

■

温室効果ガス排出量の推移

[illegible]

温室効果ガス排出量の推移

[illegible]

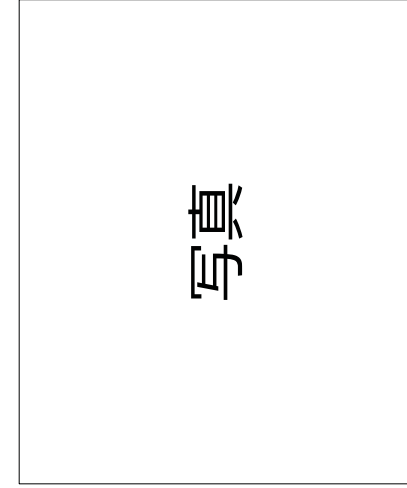
温室効果ガス排出量の推移

[illegible]

温室効果ガス排出量の推移

[illegible]

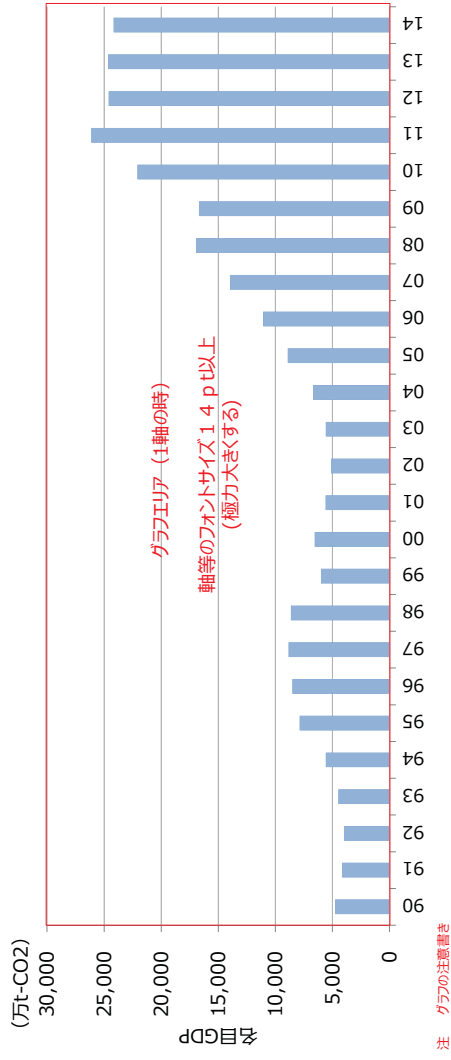
温室効果ガス排出量の推移

[illegible][illegible]

あああああ。

■あああああああああ
あああああ。

あああああ。



出所 発行元名 (日本語名), 資料名 (日本語名), XX年版/年度版, XXページ
発行元名 (日本語名), 資料名 (日本語名), URL (YYYY.MM.DD時点)
(文献の場合)
(WEBサイトの場合)

(文獻の場合)
(WEBサイトの場合)

出所 発行元名 (日本語名称) , 資料名 (日本語名) , 資料名 (日本語名) , 資料名 (日本語名) , 資料名 (日本語名) , URL (YYYY.MM.DD時点) (文献の場合) (WEBサイトの場合)

(文獻の場合)
(WEBサイトの場合)

37

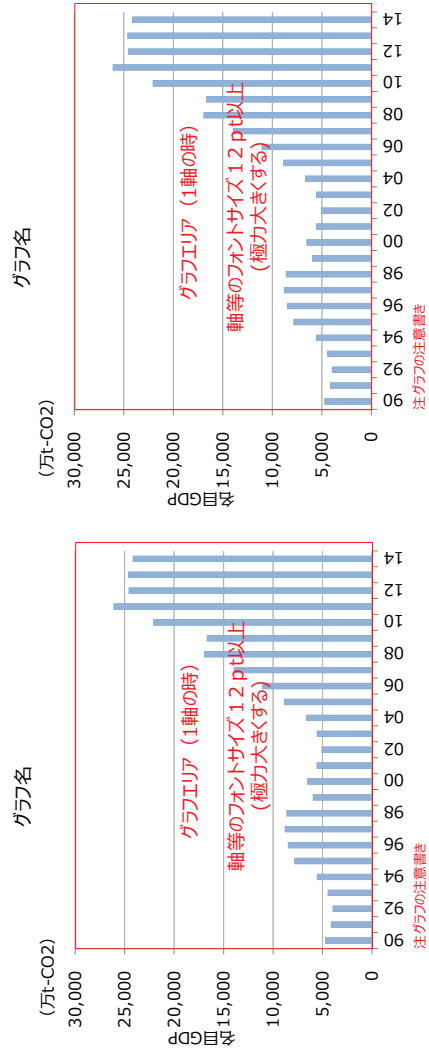
83

温室効果ガス排出量の推移

グラフエリア (1軸の時)
軸等のフォントサイズ 14 pt以上
(極力大きくする)

出所 発行元名 (日本語名), 資料名 (日本語名), XX年版/年度版, XXページ
発行元名 (日本語名), 資料名 (日本語名), URL (YYYY.MM.DD時点)
(文献の場合)
(WEBサイトの場合)

(文献の場合)
(WEBサイトの場合)

[illegible]

出所 発行元名 (日本語名称) , 資料名 (日本語名) , XX年版/年度版, XXページ (文献の場合)

版／年度版, XXペー-

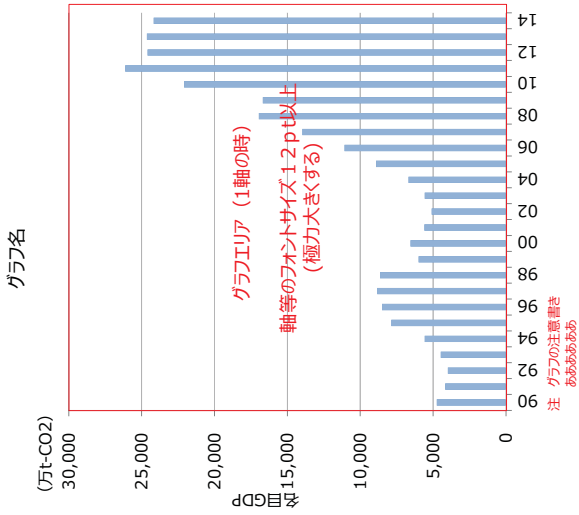
出所 発行元名 (日本語名称) , 資料名 (日本語名), XX年版/年度版,
XXページ (文献の場合)

XX年版/年度版，

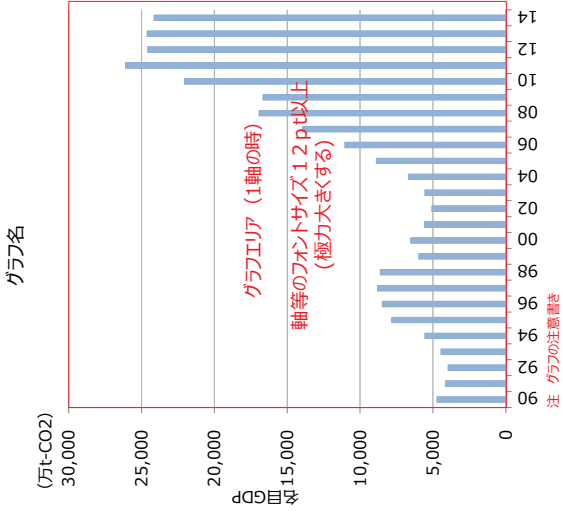
93

40

温室効果ガス排出量の推移



出所 発行元名（日本語名称）、資料名（日本語名）、XX年版／年度版、XXページ



出所 発行元名（日本語名称）、資料名（日本語名）、XX年版／年度版、XXページ

温室効果ガス排出量の推移

項目	内容
タイプ	基準年からの総排出量削減
基準年	2005年
期間	2025年、2030年
削減目標	・2025年に温室効果ガスの排出量を2005年の水準から37%削減する。 ・2030年に温室効果ガスの排出量を2005年の水準から43%削減する。
対象範囲	（記載なし）
対象ガス	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、パーフルオロカーボン、過フッ化炭化水素
計画プロセス	（記載なし）
土地セクターの活用有無	森林実装の強化、アマゾンの違法伐採ゼロへの政策措置、1,200haの植林と森林復元、持続可能な森林システムの強化
国際的な市場メカニズムによる貢献	（記載なし）
公平性・野心	2030年までにエネルギーミックスの18%をバイオ燃料にする 2030年までにエネルギーミックスの18%を再生可能エネルギーにする（水力：28-33%、非化石燃料：少なくとも23%） 2030年までに電力セクターの10%の効率性向上を目指す 低炭素排出農業プログラムの強化、産業部門の省エネと低炭素化、都市部の交通・公共交通機関のインフラ改善

出所 発行元名（日本語名称）、資料名（日本語名）、XX年版／年度版、XXページ

発行元名（日本語名称）、資料名（日本語名）、URL（YYYY.MM.DD時点）

（文庫の場合）

（WEBサイトの場合）

自らの排出量だけでなく、
購入や販売の事業活動に関係するすべての排出量を含めた

サプライチェーン排出量を 算定しませんか？



サプライチェーン排出量とは

サプライチェーンとは、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体をいい、そこから発生する温室効果ガス排出量をサプライチェーン排出量といいます。

サプライチェーン排出量は **Scope1**、**Scope2**、**Scope3** から構成されています。

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量を算定するメリット

削減対象の特定

自社のサプライチェーン排出量の全体像(排出総量、排出源ごとの排出割合)を把握し、サプライチェーン上で優先的に削減すべき対象を特定できます。

他事業者との連携による削減

排出量算定のための情報交換がきっかけとなり、サプライチェーン上の他業者と連携した削減策を共同で考案し取り組むことができます。

CSR情報の開示

企業の社会的責任情報開示の一環として、サプライチェーン排出量を CSR 報告書、WEB サイトなどに掲載し、自社の環境活動への理解を深めてもらうことができます。今、サプライチェーンの把握・管理は国内外で注目を集めています(詳細裏面)。

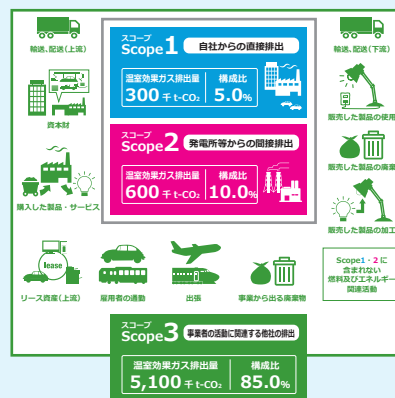
サプライチェーン排出量の算定状況

- 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」のウェブサイトには、サプライチェーン排出量の算定結果を掲載しています。
- 当ウェブサイトの掲載事例は 2016 年度末時点で、約 150 件(約 80 社)になりました。
- 掲載事例では、**算定目的、活用方法、算定体制、削減取組、算定の課題などの各社の考え方や、各カテゴリの算定方法や算定結果**などを知ることができます。

既にサプライチェーン排出量の算定や削減の取組を行っている企業の皆様において、本取組事例に情報をご提供いただける場合には、「お問合せ」からご連絡ください。随時情報を受け付けております。

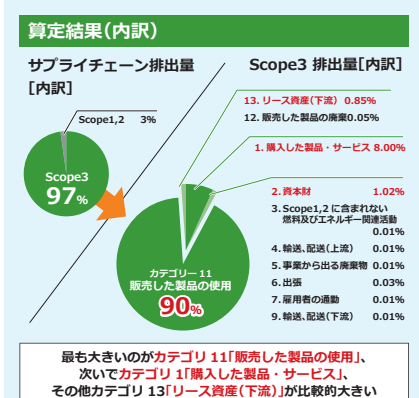
排出量算定結果 Scope1・2・3の活用例

CSR 情報開示



排出量算定結果を踏まえ排出量の 大きいカテゴリを特定

削減対象の特定へ



最も大きいのがカテゴリ 11「販売した製品の使用」、次いでカテゴリ 1「購入した製品・サービス」、その他カテゴリ 13「リース資産(下流)」が比較的大きい

サプライチェーン排出量の開示や目標設定に関する関連動向

サプライチェーン排出量の把握・管理が、国内外でますます注目されています！！

1.CDP、日経「環境経営度調査」

- **CDP** の気候変動質問書や **日経「環境経営度調査」** などの企業調査では、Scope1・2・3 の算定結果を開示していることが評価項目となっています。

2.Science Based Targets (SBT)

- **SBT** とは、CDP、国連グローバルコンパクト、WRI、WWF が実施する、2 度目標に整合した企業の排出削減目標を設定している企業を認定していく取組です。
- Scope1・2・3 の削減目標を設定した企業に対して、世界の気温上昇を 2℃未満に抑えるためのシナリオに沿って削減目標が定められているか等の視点で審査を行い、SBT と認定しています。
- 現在は世界で 290 社以上が SBT を設定することにコミットしており、60 社以上が設定されています。

目標が SBT と認定された日本企業（五十音順）

・川崎汽船・キリン・コニカミノルタ・コマツ
・ソニー・第一三共・電通・戸田建設
・ナブテスコ・富士通・リコー

SBTを設定することを表明した日本企業の例

・大成建設・ダイキン工業・大日本印刷・トヨタ自動車
・日産自動車・本田技研工業・横浜ゴム

3.気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

- 世界の主要 25 か国の財務省や中央銀行等が参加する金融安定理事会では、「**気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)**」において、気候変動関連財務情報開示に関する最終報告書案を発表しました。
- この最終報告書案では、企業などが Scope1・2・3 の算定結果とその関連リスクについて、自主的に開示することなどが提言されています。

WEBページについて

- サプライチェーン排出量の把握や管理に関する様々な情報を、「**グリーン・バリューチェーンプラットフォーム**」に掲載しています。
- Scope3 算定方法、パンフレット、企業の算定事例、国内外の動向を紹介しています。

環境省 GVC

検索

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/

算定ツール

- 基本ガイドライン、排出原単位データベース、「サプライチェーン排出量算定の考え方」のパンフレット、排出量を算定用のExcelシートなどを掲載

国内動向

- 日本企業の動向の他、過去の開催されたセミナーでの配布資料を掲載



取組事例

- 国内外約80社の算定事例を掲載（建設業、製造業、陸運業、情報・通信業、小売業など）
- 算定事例の記載項目は、企業の算定目的、算定方法、活用方法、算定の課題など

お問い合わせ サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定に関する問い合わせは、下記の問い合わせ窓口まで御連絡ください。

平成 29 年度 サプライチェーン排出量算定事務局

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 環境エネルギー政策チーム

メールアドレス : scm@mizuho-ir.co.jp TEL: 03-5281-5329

※ご質問をより正確にお伺いするために、できるだけメールにてお問い合わせをお願いいたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省地球環境局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成○年度○○委託業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成○年度○○委託業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株)○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成○年度○○委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

--

(※) A4判○枚以内とする。

2. 業務の実施方法

仕様書 2-1 の業務内容

--

仕様書 2-2 の業務内容

--

仕様書 2-3 の業務内容

--

(※) 各提案ごとに A 4 判〇枚以内とする。

追加的業務の提案

--

(※) 各提案ごとに A 4 判〇枚以内とする。

3. 業務の実施計画

時 期	内 容

(※) A 4 判〇枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

--

(※) A 4 判〇枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名			生年月日		
所属・役職			経験年数		
			(うち本業務の類似業務従事年数)		
			年 (	年)	
専 門 分 野					
所 有 資 格					
経歴 (職歴／学位)					
所 属 学 会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏 名			生年月日		
所属・役職			経験年数		
			(うち本業務の類似業務従事年数)		
			年 (	年)	
専 門 分 野					
所 有 資 格					
経歴 (職歴／学位)					
所属学会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(※) 以下複数人ある場合は、同様の様式にて記入する。

5. 組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受注者名)			
(受注形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

- (※) 本様式は、A 4 判○枚以内に記載すること。
- (※) 業務名は 10 件まで記載できるものとする。
- (※) 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- (※) 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- (※) 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）
を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：	
認証の名称：	(認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書[※]の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：
(認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

- (※) 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の 写しを添付すること。
- (※) 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：

認定等の名称： (認定段階：)
(認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

- (※) えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- (※) 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- (※) 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- (※) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人についてはワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

提案者:

配点表									
評価項目	大項目	中項目	要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準	
					合計	基礎点	加点	基礎点	加点
0. 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	10	10	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-
1. 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性があるか。
2. 業務の実施方法									
		2. 1仕様書2-1の業務内容	仕様書2-1で示したSCの基礎的な説明資料とWEBサイト資料の作成、更新について、具体的に提案すること。	必須	20	10	10	仕様書2-1で示したSC等の基礎的な説明資料とWEBサイトについて、説明資料の内容や作成、更新のスケジュール等について具体的に提案すること。	説明資料が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ、見やすくわかりやすいデザインで効果的なものになっているか。
		2. 2仕様書2-2の業務内容	仕様書2-2で示したサプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等について、排出原単位の整備も含め具体的に提案すること。	必須	35	15	20	サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等について、排出原単位の整備も含め具体的に提案されていること。	ガイドラインの改定に係る検討、原単位整備の方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。
		2. 3仕様書2-3の業務内容	仕様書2-3で示した公的機関のSC排出量の算定方法の調査・検討について、調査・検討方法を具体的に提案すること。また、環境省実施計画の実施状況調査について、データ集計の方法、アニュアルレポートの作成等について具体的に提案すること。	必須	35	15	20	公的機関のSC排出量の算定方法の調査・検討について、調査・検討方法が具体的に提案されていること。環境省実施計画の実施状況調査について、データ集計の方法、アニュアルレポートの作成等について具体的に提案されていること。環境省RE100について業務の方針が具体的であること。	調査・検討の方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。
3. 業務の実施計画			仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	効率的・効果的な作業進行予定表であるか。
4. 業務の実施体制									
		4. 1執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	40	15	25	他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されていること。	効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。
		4. 2従事者の実績、能力、資格等	温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	15	-	15	-	業務に従事する者2名以上に類似業務の実績がある場合には可(5点)とし、従事する主たる者が、本業務を実施するに当たり、より高い成果が得られると見込まれる実務実績等を有している場合にはその実務実績等に応じて加点する。
5. 組織の実績									
		類似業務の実績	温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務実績について、それぞれの業務名及び概要を記載すること。	任意	15	-	15	-	要求要件を満たした業務等の実績が2件以上あれば可(3点)とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況			事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点(5点)
7. 組織のワークライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。
				技術点小計	200	75	125		合計点(基礎点+加点)
									技術点合計
				価格点	100				
				総計	300				

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、十分満足できる:5点、満足できる:4点、平均レベル:3点、平均よりやや劣る:2点、平均よりかなり劣る:1点、満足できない:し、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
基礎点がある項目に係る加点部分の「満足できない:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

1 サプライチェーン排出量算定方法調査業務 業務内容の変遷

サプライチェーン排出量算定方法調査業務 業務内容の変遷 (上段は事業実施年度、下段は契約金額)	平成27年度 (1.15億円)	平成28年度 (0.34億円)	平成29年度 (1.5億円)	平成30年度 (1.1億円)	平成31年度
SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新	×	×	○	○	○
SC排出量の算定・管理に関するPR資料の作成・配布	×	×	×	○	○
WEBサイト GVCプラットフォームの更新	○	○	○	○	○
SCに関するセミナーの開催	○(4回)	○(2回)	○(4回)	×	×
フォーラムの開催	×	×	×	○(1回)	○(1回)
ODPとの共催イベントに係る事務手続き	×	○(1回)	○(2回)	○(2回)	○(2回)
他機関開催イベントでの講演	×	×	○(4回)	×	×
ネットワークの立ち上げ・運営	×	×	×	○	○
合同勉強会の開催	×	×	×	○	○
海外へのヒアリング調査業務(SC・SBT)	○	×	○	×	×
SBT、SCの目標設定支援(勉強セミナー含む)	○(40社)	×	○(59社)	○(31社)	○(20社)
下流製品のODP排出削減貢献製品の製造企業認定に係る検討会、調査	×	×	×	○	×
中小企業版SBT・RE100のプラットフォーム設立、運営	×	×	×	×	○
中小企業版SBT・RE100の目標設定支援	×	×	×	○(5社)	○(15社)
環境省RE100	×	×	×	×	○
削減貢献量評価手法の確立	○	○	○	×	×
サプライチェーンに関する算定問い合わせ窓口の設置	×	○	○	×	×
サプライチェーンに削減取り組みに関する効果実証モデル事業	×	×	×	×	×
サプライチェーン排出量の削減推進方策検討会・原単位WG	○	○	○	×	×
サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定/排出原単位調査	○	○	○	○	○
排出量算定支援ツール(参考書、業種別事例集、Q&A作成等)	○	○	○	○	○
公的機関のサプライチェーン排出量の算定方法の調査	×	×	○	○	○
環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析	×	×	×	○	○
環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポート	×	×	×	○	○

赤：企業の中長期排出削減目標設定や排出量算定支援事業委託業務 関連事業
 青：サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務 関連事業
 灰：平成31年度で実施予定なし

2 業務別関連経費

平成30年度の実施経費(※現在事業実施中のため契約金額ベース)

SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新 SC排出量の算定・管理に関するPR資料の作成・配布 WEBサイト GVCプラットフォームの更新	合計：1500万円 (うちWEBサイト GVCプラットフォームの更新経費 300万円)
フォーラムの開催 ODPとの共催イベントに係る事務手続き	主催フォーラム運営：1回あたり800万円、 共催フォーラム運営：1回あたり150万円(共催費1回100万+人件費50万円)
ネットワークの立ち上げ・運営 合同勉強会の開催	合計：1400万円 (うち会場代 70万円×3回)
SBT、SCの目標設定支援(勉強セミナー含む)	支援1件当たり100万円、勉強セミナー会場費70万円 関西地方での目標設定支援300万円(再委託)
中小企業版SBT・RE100の目標設定支援	400万(再委託)
サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定/排出原単位調査 排出量算定支援ツール(参考書、業種別事例集、Q&A作成等)	合計：1000万円 (うち排出原単位の整備 400万円、 海外の排出原単位調査 200万円(再委託))
公的機関のサプライチェーン排出量の算定方法の調査 環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析 環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポート	合計：1500万円 (うちODPSCプログラム関係経費 300万円(再委託) 環境省実施計画 1000万円(再委託))